

【地域密着型通所介護等サービスを提供するにあたり必要になること】

作成・変更が必要なもの

運営規程、契約書、重要事項説明書、料金表、定款等

◆運営規程

- ・運営規程に盛り込むべき必要な項目は通所介護と同様になります。
- ・変更内容はサービス名称や事業所の実施地域（通常の事業実施地域は、市外の地域を含めることはできません）、運営推進会議についてなどが考えられます。
- ・サービス種類は「地域密着型通所介護及び介護予防通所介護」または「地域密着型通所介護」と記載してください。

◆契約書

- ・新たに作成し取り交わす方法のほか、変更点等を記載した書類を作成して、双方で確認（押印等）する方法も考えられます。

◆重要事項説明書

- ・地域密着型通所介護への移行によって生じる変更箇所については、利用者又はその家族に文書を交付して説明し理解を得てください。当該内容に同意した旨の書面・捺印は必ずしも必要ではありませんが、事業所は説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておく必要があります。

◆料金表

- ・運営規程や重要事項説明書に記載のある料金表のほか、事業所内に掲示している料金表がある場合など、料金表の変更等が必要になります。

◆定款

- ・定款に「地域密着型サービス事業」又は「地域密着型通所介護」と記載されていない場合は、定款変更が必要になります。定款の記載の文言や定款変更の認可の手続については、法人の所管・監督官庁へ確認してください。

◆その他

- ・例えば個人情報に関する同意書などにサービス名称がある場合など、新たに作成等が必要になる場合があります。

※注意点

- ・ 運営規程、契約書、重要事項説明書、料金表等については、平成28年3月31日までに作成・変更してください。
- ・ 定款については、更新時期までに必要があれば定款を変更してください。なお、指定の有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までです。
- ・ これらの運営規程等についての作成・変更は必ず行ってください。なお、今回の地域密着型通所介護に関する運営規程、契約書、重要事項説明書、料金表、定款等の作成・変更について、市への介護保険法・老人福祉法に基づく届出は不要となります。各事業所でお忘れのないように、作成・変更をお願いします。

みなし指定利用者一覧表の提出について

- ・ 地域密着型通所介護に移行する事業所で、平成28年3月31日時点で事業所を所管しない保険者に属する利用者（要支援を除く）がいる場合は、4月1日から4月20日までにそれぞれの保険者に提出してください。
- ・ 例えば、丸亀市で地域密着型通所介護の事業を行う事業所で、利用者（要支援を除く）の中にA市、B市の利用者がある場合には、A市、B市にそれぞれ一覧表を提出します。丸亀市で地域密着型通所介護の事業を行う事業所の場合、丸亀市への一覧表の提出は必要ありません。
- ・ 利用者の住所は、必ず保険証にて確認してください。